

Title	ドイツにおける企業間結合の構造と展開
Sub Title	Die Gegenwertigen Strukturen und Entwicklungen der Deutschen Großunternehmensverflechtungen
Author	鈴木, 清之輔(Suzuki, Seinosuke)
Publisher	
Publication year	1993
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.36, No.2 (1993. 6) ,p.1- 22
JaLC DOI	
Abstract	本稿では,主として1986年時におけるドイツ巨大企業相互間の結合関係について,たんに直接的な資本参加関係のみならず,大規模金融機関による議決権行使状況,人的結合関係および共同企業の形成等の観点から大規模企業相互間,特に大規模企業と大規模金融機関の結合関係を実証的に考察しようとするものである。
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19930625-04084276">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19930625-04084276</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## ドイツにおける企業間結合の構造と展開

鈴木 清之輔

### <要 約>

本稿では、主として1986年時におけるドイツ巨大企業相互間の結合関係について、たんに直接的な資本参加関係のみならず、大規模金融機関による議決権行使状況、人的結合関係および共同企業の形成等の観点から大規模企業相互間、特に大規模企業と大規模金融機関の結合関係を実証的に考察しようとするものである。

### <キーワード>

企業間結合、資本参加、議決権寄託、人的結合

### <1> 序に代えて

1)  
前稿では、1986年における西ドイツの大規模企業相互間の企業結合について、主として大規模金融機関との直接的な資本参加——資本所有関係について検討が加えられた。そこでは、双方にわたりすぐれて多岐的また重層的な結合関係がしめされるところであった。

ところで、周知のように両者間の結合関係は、たんに直接的な資本所有関係によってのみ規定されるのではなく、それを基礎とし、種々の手段・方法を用いて、より具体的に決定され現象するものとなる。本稿では前稿を承けて、こうした観点から、以下(1)ドイツにおいて特徴的にみられる金融機関による議決権代理行使の実状、(2)人的結合関係の展開、(3)共同企業形成による企業間結合、の3点から大企業相互間の連累関係を分析し、併せて大規模金融機関と非金融大企業間での結合関

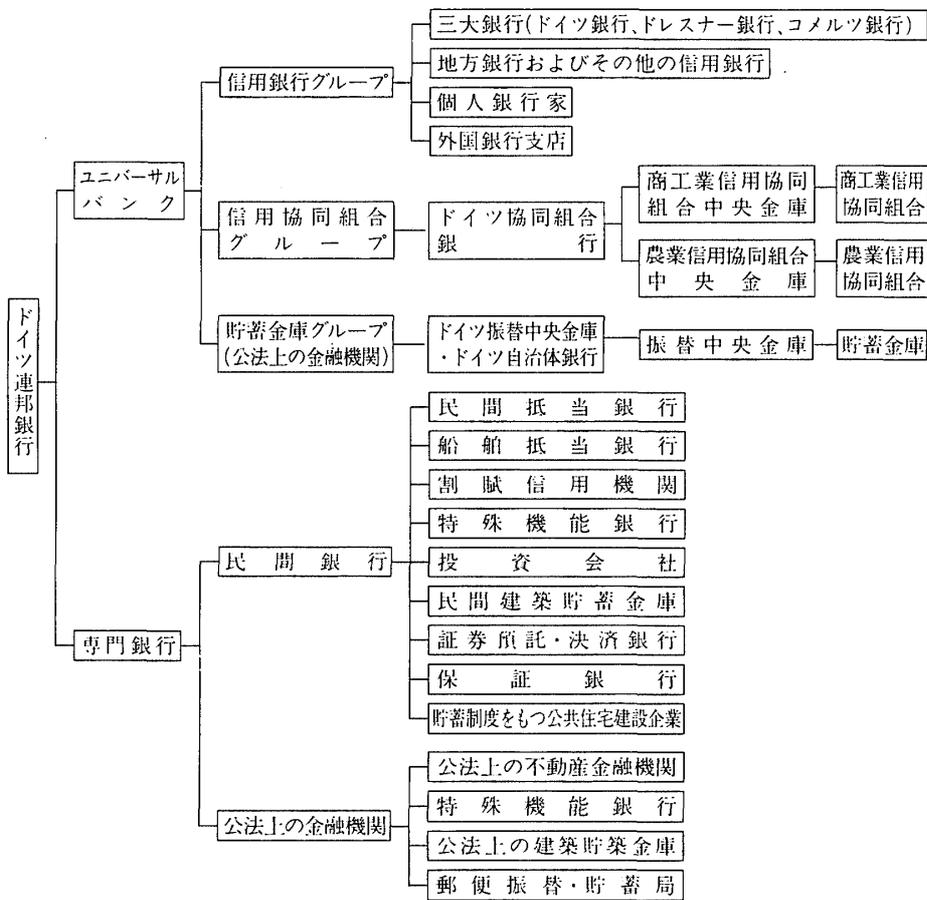
- 1) 拙稿「ドイツ(旧西ドイツ)における企業間結合の展開と現状(1)」『三田商学研究』35巻1号、所収、1992年4月。
- 2) なお当該の問題に関する1960年、70年代については、Irene Moesch-Diethard B. Stimmert, "Banken Strukturen Macht Reformen", Bund-Verlag, 1976, S. 50 以下、1972年の実態については、Peter Hess u. a. "Grundlagen und Formen der Herrschaft des Finanzkapitals" Verlag Marxistische Blätter, 1974, S. 51 以下、70年代後半については、拙稿「西ドイツにおける企業集中について」『三田商学研究』24巻5号1981年12月を参照されたい。又80年、82年の実証的研究として、植竹晃久「西ドイツにおける企業間結合の構造——金融機関と非金融企業との連累関係の分析を中心として——」『三田商学研究』28巻5号、1985年12月に詳しく分析されている。

係の特質を素描してゆこうとするものである。

〈2〉 ドイツ3大銀行の概要

よく知られているように、ドイツ金融制度における大きな特徴のひとつは、所謂「ユニバーサル・バンク」——銀行業務と証券業務を兼営する形態——のウェートが著しく高いことにある。<sup>3)</sup> 同

3) ちなみにドイツ金融制度は下図のような構成をとっている。



(出所) Jürgen Stein, *Das Bankwesen in Deutschland*, Köln 1985, S. 4 より作成。

ドイツの法律で規定される銀行の業務範囲は次のようなものである (Gesetz über das Kreditwesen 「信用制度法」)。預金業務、信用業務、割引業務、有価証券の引受け及び売却 (証券業務)、有価証券の寄託及び議決権の行使 (寄託業務)、投資業務、保証業務、振替業務等々多岐にわたっているが、これらの業務の全てを行い得るのがユニバーサルバンクである。上掲の図からも分るとおり、それは大きく3つのグループに分類される。ユニバーサルバンクとしての民間の商業銀行たる信用銀行 (Kreditbanken) —その中心がDB, DrB, CBの三大銀行である—グループ、協同組合員をその構成メンバーとする信用協同組合 (Kreditgenossenschaften), 及びそのほとんどが公法上の機関であり、自治体の保証を受けると共に株式会社形態をとらぬ貯蓄金庫 (Sparrkassen) グループである。各グループは更に細分化されて総体としてユニバーサルバンクを形成している。ユニバーサルバンク以外にも各種の専門銀行がそれぞれ固有の業務内容 (たとえば、不動産金融を行う抵当銀行—Hypothekenbanken, 割賦信用機関—Teilzahlungs Kreditinstitute—, 投資信託を行なう投資会社—Kapitalanlagegesellschaften—など) を有しつつ総体としてドイツ金融制度を支えている。

年時においてドイツでは、総計4662行の銀行系グループ、および保険会社を含め384社の非銀行系グループからなる金融機関が存在しているが、この中でもドイツ銀行（Deutsche Bank 以下DBと略す、以下同じ）、ドレスナー銀行（Dresdner Bank, DrB）、コンメルツ銀行（Commerz Bank, CB）を中核としたユニバーサル・バンクグループが全銀行の所有する総資本の77%余を占めるなど高い比重を有している。とりわけ上述の3大銀行は全銀行グループに占める使用総資本の比率こそ減少させているが（ちなみに1950年19.4%、1986年には8.5%にまで低下している<sup>4)</sup>）、金融業務のみならず、証券業務<sup>5)</sup>、国際金融業務等の部面で、また同時にさまざまな手段を用いることにより多くの大規模産業企業と結合関係を結び多大な影響力を与えている。したがってここではまず第一に1986年時におけるドイツ3大銀行の概況について検討を加えてみたい。3大銀行の主要な経営指標についてみてみると、その経営規模を端的に示すものとしての貸借対照表額（Bilanzsumme）では、DB, DrB, CBにおいてそれぞれDB 2572億DM（173）、DrB 1968億DM（148）——但し（ ）内の数値はCBを100とした場合の倍率である。以下同じ——CB 1481億DMとなっており、また本来の銀行業務の信用力の規模を示すものとしてのKreditvolumen（外部資金調達計）および預金残高については、各行それぞれ前者が1798億DM（175）、1456億DM（141）1027億DM、後者がそれぞれ2338億DM（167）、1858億DM（132）、1403億DMとなっている。さらに企業活動の成果を、したがって資本の蓄積を直接的に表示する企業収益（Jahresüberschuß）についてみるとそれぞれ10億6800万DM（262）、5億4000万DM（123）、4億800万DMとなっている。

また3大銀行の近年にみる貸借対照表額（Bilanzsumme）の推移をみると1975年から1986年の10年間でDBは2.81倍に、DrBは2.65倍、CB 2.62倍の値を示している。以上の諸数値からも明らかのように、その規模においても信用力および企業収益についてもDBが他2行に比べ高い水準にあり、又その成長率についてもDBが優位に立ち、次いでDrBが追随し、CBは前2行に対し大きな較差をつけられている。三大銀行といってもその中では、大きな相違があり、この較差が90年以降より一層拡大していると報じられているが、本稿の直接的なテーマをはずれるので、この間の検討は別の機会に行なう予定である。

またこうした3大銀行の西ドイツにおける全金融機関の総業務量（Geschäftsvolum）に占める割合は約20パーセントと推定されており、その内DBの占める比率はその約半分、すなわち全体の8～9パーセントであることが指摘されており、その持つウェートの高さがよく理解されるところで

4) Monatsberichte der Deutschen Bundesbank März, 1987, Statistischer Teil, s. 34. 又同数値は、相沢幸悦「西ドイツ大銀行の産業との連繫」、『証券経済』第160号、日本証券経済研究所、1987年6月、p 88

5) ちなみにDBはドイツ最大の信用銀行であるばかりではなく、最大の証券会社でもあることはよく知られている事実である。またDBの生成、発展過程、現状について述べているものに、“Wie Gott in Frankfurt:” Die Deutsche Bank und Die Deutsche Industrie von Hans Otto Eglau, 1989, ECON Verlag GmbH, Düsseldorf（邦訳『ドイツ銀行の素顔』長尾秀樹訳、東洋経済新報社、1990年）

6) 本文以下の数値はいずれも、DB, DrB, CB各行の1986年 Geschäftsberichte から導出している。

7) Hermannus Pfeiffer, “Das Imperium der Deutschen Bank” S.12

ある。次項ではこうした3大銀行を中心とする大金融機関の非金融巨大企業との直接的な資本所有一資本参加以外の結合関係について検討を加えてみたい。

### 〈3〉 大銀行と産業企業との結合関係

H. Pfeifferによれば<sup>8)</sup>、大銀行と産業企業との結合においては、通常それは企業に対する大銀行の「権力の行使」(Die Macht der Großbanken)として生じ、その基準として、①信用供与(Kredit)、②株式所有(Aktienbesitz)、③寄託議決権行使(Depostimmrecht)、④人的結合(Personell Verflechtung)をあげている。この点については既に拙稿でも簡単に検討を加えたが、①は「歴史的にも現実的にも両者の関係の核心を形成している」<sup>9)</sup>が、ドイツでは資料が公開されておらず、したがってこの結合において「中核的な意義を持つ」信用供与は「一般的に特別の秘密状態(generell eine besondere Vertraulichkeit)」となっていると指摘している。

②の資本参加については既に前稿でみた通りであるが若干の数値を付せば、1983年時の西ドイツ全株式会社の総発行済株式の約7.3パーセントが、また1986年では7.9パーセントが金融機関により所有されており、この内3大銀行により少くとも5パーセント以上が所有されていると見積られている。<sup>10)</sup>またDBは1985年末においては国内株式発行時価総額4388億DMの内3.4パーセント約

8) H. Pfeiffer "Großbanken und Finanzgruppen-Ansgewählte Ergebnisse einer Untersuchung der personellen Verflechtungen von Deutscher, Dresdner und Commerzbank-", in WSI Mitteilungen, 4/1986, S.474

9) 拙稿「西ドイツにおける企業集中について」『三田商学研究』24巻5号

10) H. Pfeiffer, a. a. o. s.S.474

またこうした金融機関による信用供与重視の見解は、金融機関による支配力の根源が専らそれによるものであるということを示している。たとえば、M. ゲルハルツは「われわれは、信用関係が銀行と産業の関係にとって本質的であるというテーゼから出発する。それに対して代理議決権、銀行代表者の大企業の監督役会の出席、資本参加などは、従属的な役割を果すにすぎない…中略…目につくことは、銀行債務の増大に照応する産業・商業企業の自己資本装備の長期的な下落である」。(Michael Gerhards "Industriebeziehungen der westdeutschen Banken", Frankfurt/Main 1982; S.13 飯田裕康監修、相沢幸悦訳『西ドイツの産業資本と銀行』8頁、1985年4月、亜紀書房)。確かにゲルハルツのいうように自己資本装備の長期的な下落が恒常化しているならば、金融機関本来の機能としての信用供与は、重要な意義を持っていると思われるが、企業の所有権を代表し、又企業の意思決定を行う諸点を一概に従属的であるとするのは問題があると思われる。

11) 知られているようにドイツにおける金融機関の非金融企業に対する資本参加のあり方はわが国のあり方とは大きく異っている。わが国では第二次大戦後成立した所謂「独禁法」により金融機関による産業企業に対する持株制限が原則的には実施されている(制定時で5パーセント、1950年改訂で10パーセント、現行は7パーセントになっている)。他方西ドイツにあっては法律上こうした金融機関による産業企業に対する株式所有制限は存在しない。他企業に対する資本参加に関し、その支配的影響力を保持するために、同国では一般的にその参加比率を最低25パーセントを目的にして行使されている。これは同国「株式法(Aktiengesetz)」による規定すなわち資本参加企業の「持ち分」の25パーセントの保有は、同法上の規定により、会社定款議決の阻止および増・減資等の企業における重要な組織構造の変革の決議の阻止のために充分である(同法第19条および政府案理由書——『西ドイツ株式法、第19条および政府草案理由書』慶應義塾大学商法研究会訳、28頁～31頁)こと——したがってまた25パーセント以上の「持ち分」所有は当該企業に対する影響力に大きな意義を持っていることから一般に阻止的少数所有(Sperrminorität)と言われている——によっている。

12) H. Pfeiffer, a. a. o. s. S.474

149億DMを所有していると推定されている。<sup>13)</sup> 上述した様に確かに発行済株式に占る金融機関—3大銀行の直接的所有の比重それ自体はとりわけ高いものではないが、既に前稿でみたように大規模企業を中心とし強い資本参加も行っているのも明らかであった。

#### 〈4〉 株式寄託議決権行使 (Depostimmrecht) による結合

西ドイツにあっては、金融機関と産業企業の結合について、前者による直接的な資本参加と共に重要な意義を持つのがこの株式寄託議決権行使<sup>14)</sup>である。1975年時の状況については拙稿で検討<sup>15)</sup>を加えたが、従来まで信用機関による大企業に対する寄託議決権行使による影響についての公式の調査は2回行なわれている。1974年に設立された「金融経済の基本問題に関する調査委員会」(所謂「銀行構造委員会—Bankenstruktur kommission—ゲスラー委員会—)および独占委員会 (Mouopolkommission) の調査 (Hauptgutachten II 1976/77) によるものである。ところで、Arno Gottschalk<sup>16)</sup>は、この二つの調査の意義を評価しつつも、両者ともに既にそのデータが古くなっているばかりか、<sup>17)</sup>その調査方法について、前者ではデータの匿名性が強く金融機関による関与の実態についての分析が制限されていること、後者については、金融機関による大規模企業に対する寄託議決権行使の実態が明らかにされているものの関与する金融機関自体についての調査が除外されていること、さらに金融機関による間接的な議決権代理行使すなわち大銀行と密接な結合関係を有する投資会社 (Investment Gesellschaft) について考慮されていない、等の点からその影響力の大きさが必ずしも正確に反映されていないと指摘し、<sup>18)</sup>1986年時の実態について独自調査を行っている。この調査

13) H. Pfeiffer, a. a. o. s. "Das Imperium" S.12

14) この議決権代理行使制度は企業規模が拡大し、株式が広範に分散化されている現代にあっては多くの国で制度化されている(たとえば我が国では、商法第239条第3項により原則的に認められており、通常は当該会社にその代理行使を委任する形態をとっている)。ところで、株式の無記名制が通常である西ドイツでは、株主はその議決権を信用機関に寄託し、株主権行使を委任するというのが一般的である。ここに前述したユニバーサルバンクとしての利点が生じてくる。銀行で株式を購入した中小株主はそのまま銀行にその議決権を寄託する。議決権の行使は株主の要求がない限り15ヶ月間銀行が無条件で行使し得るし、又その延長も株主の要求がない場合には回数の限度なく延長が可能である(西ドイツ「株式法」第135条1および2項)。当然のことながら株主の権利保護は認められているが、株式が高度に分散化されている状況の中では、中小株主はいわばレントナー化し、現実の企業経営については無関心化するのが一般的であり、したがって「支配証券」としての株式権の運用についても特殊な場合を除けば一般に無関心であって、その議決権はいわば恒常的に信用機関に固定化される事態が生じてくる。更に又同法135条9項において議決権代理行使を行なう信用機関は、必ずしも全て直接的に寄託を受けた信用機関と同一である必要はなく、再寄託する機構が容認されている。この事により、中小の信用機関に寄託された議決権が次第に巨大金融機関に集中化される機構が生じてくるものといつてよいであろう。

15) 拙稿、『三田商学研究』24巻5号

16) Arno Gottschalk, "Der Stimmrechtseinschluß der Banken in der Aktionärsversammlungen von Großunternehmen", WSI Mitteilungen, 1988. 5.

17) 「独占委員会」はその後2年毎に報告書を刊行しているが、この寄託議決権代理行使については、調査報告は行っていない。

18) Arno Gottschalk, ebenda, S.297.

を参照しつつ、ここでは、まず第一に3大銀行による投資会社（資本投資会社）に対する資本参加について、さしあたり同国内に限定して検討を加え、次に議決権代理行使の全般的状況について素描してみたい。

(i) 資本投資会社（Kapitalanlagegesellschaft）<sup>19)</sup>に対する資本参加

DBの投資会社に対する資本参加について見ると、① DWS Deutsche Gesellschaft für Wertpapiersparen mbH（資本金4100万DM，資本参加比率50パーセント以上）<sup>20)</sup>一但しこれはDB本体とDBの100パーセント出資のDB Berlin Aktiengesellschaftの合計である——、② Deutsche Gesellschaft für Fondverwaltung mbH（資本金1400万DM，参加比100パーセント），などであり，DrBについては、③ dresdnerbank investment management Kapitalanlagegesellschaft mbH（資本金800万DM，参加比100パーセント），④ Die Deutscher Investment Trust Gesellschaft für Wertpapieranlage mbH（資本金300万DM，参加比90パーセント），さらにCBでは⑤ Commerzbank Fonds-Verwaltungsgesellschaft mbH（資本金200万DM，参加比100パーセント），⑥ Deutsche Gesellschaft für Anlageverwaltung（資本金1億5000万DM，参加比25パーセント）<sup>21)</sup>，などとなっている。ところでこうした投資会社は、主として年金基金，社会保険，生命保険会社等の機関投資家の特別基金を有価証券，土地等に運用しており，その業務内容が拡大してきており，大銀行によるそこへの資本参加と相まってその重要性が増加しつつあるが<sup>22)</sup>，1986年におけるその基本財産（Fondsvermögen）の規模をみるとたとえば①は160億DM，③は122億DM，⑤は132億DMとなっており<sup>23)</sup>，いずれも巨大企業が深く関与する中で金融業務の重要な一環である投資信託がなされている<sup>24)</sup>。

19) この投資会社（あるいは資本投資会社）は、「資本投資会社法」（“Gesetz über Kapitalanlagegesellschaften”）によれば，資本金最低50万DM，その業務内容は投資家から資金を集め，払い入れた資金を，自己の財産とは区別し，投資家との共同の危険においてこれを自己の名義で有価証券または土地に投資し，投資家には持分証券（Anteilscheine）を発行する。持分証券は，投資に対する持分を体化したものである。従って同法9条により，投資会社はその保有し，運用する有価証券により議決権を行使する。また投資会社はその企業組織形態として株式会社または有限会社の形態に限定されているが，その殆どが金融機関からの出資によっているため一部の例外——例えば Münchner Kapitalanlage AG など——を除き，開示業務が必要なく又組織的にも簡単な有限会社形態をとっている。（W. Hofman, “Handbuch des gesamten Kreditwesens,” Frankfurt/M. 1987. S.527, 又は山田晟『ドイツ法律用語辞典』, 大学書林, 209頁参照）。

20) 以下の諸数値は，Commerz Bank “Wer gehört zu Wem” 15 Aufl. および “Kouzerne in Schaubildern” Verlag Hoppenstedt によっている。

21) 尚この Deutsche Gesellschaft für Anlageverwaltung mbHの残りの75パーセントの資本参加はDBによって行なわれており，CBが阻止的少数株を保持しているとはいえ実質的にはDBの支配下にあるといえる。

22) H. E. Büschgen, “Die Großbanken” S.161

23) Arno Gottschalk, ebenda, S.295

24) すでに前稿でもみたように，3大銀行は，他の民間商業銀行，投資会社のみならず，広く他の専門銀行との間に資本的結合関係を有している。たとえばDBを例にとってみてみると，下記のように，抵当銀行，割賦信用機関，リース会社等多岐にわたっている。こうした資本参加は単に表示されている会社 ↗

さらに注目すべき点は、こうした三大銀行と強い結合関係を持つ投資会社の産業企業に対する議決権がいくつかの大規模企業において無視し得ぬウエートを占めていることである。

その比重はかのドイツを代表する化学企業、Hoechstの12パーセント、Bayerの13パーセント、を占めているだけでなく、Mannesman 15パーセント、Linde 16パーセント、DrBの14パーセント<sup>25)</sup>に達していることから充分理解されるであろう。とりわけここで注目すべきは、DrB系列の2つの投資会社——Deutsche Investment-Trustとdresdnerbank investment management Kapitalanlagegesellschaft mbHである。両社は、かのI-G Farben後継3化学企業の議決権の3～4パーセントを有し、それはDrBグループ全体のおよそ20パーセントを占めており、さらにまたDrB本体の議決権の約8パーセント<sup>26)</sup>を占めている。ことからこの投資会社による影響力が決して無視できないものといつてよいであろう。このように、その傘下の投資会社などを介して大銀行と大規模企業との間では複雑な結合関係が示されているといつてよいであろう。

1975年時点での分析でも明らかのように、大規模企業における金融機関による議決権行使ないし代理行使が、特に大きな影響力を示したのはいうまでもなく株式が高度に分散している所謂「分散所有型」企業群であった。次項では、こうした状況を大銀行による寄託議決権行使の観点から両者の結合関係を検討してみたい。

## (ii) 金融機関による議決権行使状況

だけでなく、これらを媒介とし、さらには持株会社機能を有する多くの子会社を通じて多数の信用機関に及んでおり、民間抵当部門についてもDBの直接的・間接的資本参加は10数行にも及んでいる(Hoppenstedt "Konzerne Schaubildern" 参照)。

### (a) 抵当銀行に体する資本参加

Deutsche Centralbodenkredit-AG Berlin-Cologne	88.7%	資本金7200万DM
Frankfurter HypothekenbankAG, Frankfurt am Main	91.9%	資本金7680万DM
Lübecker HypothekenbankAG, Lübeck	100%	資本金2200万DM

### (b) 割賦信用機関に対する資本参加

Deutsche Kreditbank für BaufinanzierungAG Cologne	100%	資本金9000万DM
EFGEE Gesellschaft für Einkaufs-Finanzierung mbH, Dusseldorf	100%	資本金1600万DM
GEFA Gesellschaft für Absatzfinanzierung mbH, Wuppertal	100%	資本金5000万DM

### (c) リース会社に対する資本参加

Deutsche Gesellschaft für Immobilien-Leasing mbH, Cologne	95%	資本金100万DM
GEFA-Leasing GmbH, Wuppertal	100%	資本金4500万DM
DB Export-Leasing GmbH, Frankfurt am Main	100%	

出所、DB Geschäftsberichte, 1987. p.105, Commerzbank, Geschäftsberichte, 1987, Hoppestedt 社 ebenda より作成。

25) Arno Gottschalk ebenda, s.295

26) Arno Gottschalk ebenda, s.296

1986年時における金融機関による議決権行使の状況を示したのが第1表である。先に示したように、その対象企業は株式の50パーセント以上が、分散所有（Streubesitz）されているか、あるいは金融機関によって所有されている100大企業の内32社である（但し最後のHapag Loydo社は84年時に100大企業中に入っているので算入した）。この32社の資本金総額（Grundkapital）は約290億5000万DMに達し、ドイツ全株式会社のおよそ25.3パーセント、株式時価総額についてみれば過半以上の56パーセント<sup>27)</sup>（2860億DM）に達している。これら諸企業を産業部門別に大別すると、以下ようになる。自動車生産部門では2大企業（Daimler-Benz および Volkswagen）、化学産業では、3大化学企業（Bayer, BASF, Hoechst）に加えVEBA, Schering, Degussaを合わせて6社が、また電機産業では第一位のSiemensならびに第3位のAEGの2社が数えられている<sup>28)</sup>。鉄鋼部門では最大5社の内4社（Thyssen, Hoesch, Klöckner-Werke, Mannesmann）が、非鉄部門では上位3社（Metalgesellschaft, Degussa, Preussag）がその対象となっている。さらに機械生産部門では、上位三社を含む6大企業（M. A. N, Mannesmann, Thyssenの最大3社およびKHD, Deutsche Babcock, Linde）が、またエネルギー供給部門に限定すればRWE（Rhein Wesffälische Elektrizität）に次ぐVEBAがその対象となっている。流通部門では最大2社（Karstadt, Kaufhof）が、建設では最大手のPh. Holzmanが、また特徴的であるのは金融部門にみられるものであって、同国最大の保険会社（Allianz-Holding）もこの32社の内に含まれ、さらに、民間商業銀行の内最大5社（DB, DrB, CB, Bayerische Vereinsbank, Bayerische Hypotheken-und Wechselbank）もまたその対象となっていることである。この32社についてその量的比重を売上高（但し製造業に限定）でみると同年時で総計およそ3365億800万DMであり、100大企業計7900億DMの42.6パーセント、ドイツ全企業合計2兆606億6200万DMの約16.3パーセント<sup>29)</sup>になっている。またたんに製造業のみならず、信用機関等を含めあらゆる産業部門に共通してその企業活動を直接的に表示するものとしての付加価値生産（Nettowertschöpfung）についてみると、対象とされる32社の合計は1342億8700万DMであり、100大企業計2536億3600万DMのおよそ2.9パーセントと過半を越え、ドイツ全企業の合計1兆3465億4000万DMの9.9パーセントとほぼ1割<sup>30)</sup>の比重を占めている。さらにまた第1表からも明らかなおおり、対象企業の上位企業についてみるとドイツ最大10社の内7社がその内に含まれ、又上位3社（Daimler-Benz, Siemens, VW）は同国最大3社の企業である。このように対象とされた企業をみると、ほんのわずかな例外（たとえば、RWE一付加価値生産額第12位、R・Bosch 9位、F・Krupp 18位、および所有主体が明確なIBM Deutschland

27) Arno Gottschalk ebenda, S.297

28) AEGは1985年にDaimler-Benzの子会社に編入されているため直接的に第1表には表示されていない。

29) Monopolkommission, Hauptgutachten VII 1986/87, "Die Wettbewerbsordnung erweitern", Nomos Verlagsgesellschaft, Baden-Baden. 1988, SS.97~100の付表およびS.96, TZ256

30) Monopolkommission, ebenda, SS. 110~115の付表およびS.119, TZ289.

単位：%

第1表 大銀行による議決権行使状況—1986年—

企業名	金融機関	DB	D r B	CB	三大銀行計	Bayr. Verein.	Bayr. Hypo.	Soust. Kredit	LB't Spark	Genos. Bankeu	Alle Bankeu
1. Daimler Benz		41.80	18.78	1.07	61.66	0.81	0.63	4.41	1.16	0.59	69.34
2. Siemens		17.64	10.74	4.14	32.52	7.27	3.00	27.25	7.58	2.21	79.83
3. VW		2.94	3.70	1.33	7.98	0.58	0.94	2.72	5.18	2.12	19.53
5. Bayer		30.82	16.91	6.77	54.50	3.95	3.34	24.85	7.33	1.79	95.78
6. BASF		28.07	17.43	6.18	51.68	5.46	3.98	23.52	9.44	2.55	96.64
7. Hoechst		14.97	16.92	31.60	63.48	3.61	3.25	18.48	7.57	1.94	98.34
10. Thyssen		9.24	11.45	11.93	32.62	1.74	2.12	9.96	5.01	1.66	53.11
11. VEBA		19.99	23.08	5.85	47.92	3.07	2.42	23.94	17.09	3.73	98.18
13. DB		47.17	9.15	4.04	60.36	2.42	2.29	26.31	4.71	1.15	97.23
14. Mannesman		20.49	20.33	9.71	50.53	2.79	3.74	20.99	13.55	3.79	95.40
20. DrB.		13.39	47.08	3.57	64.04	2.91	2.58	21.54	5.39	1.70	98.16
21. MAN(GHH)		6.97	9.48	13.72	30.17	1.47	3.51	12.42	3.72	1.57	52.85
23. Allianz. Holding.		9.91	11.14	2.35	23.41	10.69	9.53	15.15	0.91	0.39	60.08
28. Karstadt		37.03	8.81	33.02	78.86	0.70	1.08	4.83	2.31	0.26	87.27
29. CB		16.30	9.92	34.52	60.81	3.66	4.74	16.80	7.88	2.86	96.77
30. Hoesch		15.31	15.63	16.73	47.67	4.16	4.46	9.10	14.97	12.02	92.39
34. Kaufhof		6.29	13.33	37.18	56.80	0.38	0.59	37.54	2.69	0.45	98.45
35. Preussag		11.15	5.60	2.59	19.34	1.06	1.51	5.67	66.90	5.20	99.68
39. Metall gesell.		16.42	48.85	0.35	65.62	0.26	0.29	9.23	0.40	0.14	75.95
43. Bayr. Vorrein.		11.42	2.71	3.59	17.72	31.10	1.48	14.74	3.10	0.54	68.69
45. Degussa		6.86	33.03	1.89	41.79	2.15	2.11	15.81	3.02	2.22	67.09
46. Bayr. Hypo.		5.86	7.05	1.20	14.11	3.18	47.02	14.93	11.99	0.47	92.09
47. Continental.G		22.77	9.99	6.04	38.81	6.20	3.49	25.27	12.75	9.03	95.55
54. KHD		44.22	3.82	1.50	49.54	0.75	1.66	29.35	2.54	1.44	85.29
57. Klöckner Werke		17.30	3.78	3.55	24.63	1.01	3.50	14.87	5.84	3.15	53.00
60. Deutsche Babcock		7.58	9.67	5.29	22.54	0.84	2.39	64.58	5.74	0.93	97.01
61. Linde		22.76	15.73	21.36	59.87	3.52	4.03	16.73	4.05	2.18	90.37
62. Schering		23.86	17.46	10.17	51.50	6.53	4.89	29.46	5.00	1.69	99.08
77. Ph. Holzmann		55.42	0.91	6.49	62.82	0.37	0.34	7.67	3.31	0.31	74.81
84. Bergman		36.89	—	—	36.89	25.60	—	—	—	—	62.15
99. Sfrabag		6.80	19.15	1.37	27.32	0.63	0.54	62.39	4.24	0.12	95.24
Hapag-Loydo		48.15	47.82	0.39	96.36	0.26	0.41	0.62	1.16	0.68	99.50
平均		21.09	15.30	9.05	45.44	4.35	3.84	19.10	7.79	2.15	82.67

(注) 企業名前の数値は西ドイツにおける1986年時の付加価値生産高順位を示している。

各数値は所有株式及び寄託株式議決権を併せたものである。

出所 Arno Gottschalk, ebenda S. 298 及び Monopolkommission, Hauptgatachten VII. S. 110~115 より作成

15位, Adam Opel 19位等の外資系企業, Deutsche Lufthansa 22位, Salzgitter 25位等の公営企業<sup>31)</sup>を除けば, 重化学工業, 金融, 建設, 商業部門等多くの部門における主要な企業を含んでおり, いわばドイツ再生産構造における核心的な企業を網羅しているといつてよいであろう。

さて, 第1表からも明らかなおりそこで対象とされている32社に対する金融機関による議決権行使は平均して82.67パーセントにも達しており, しかも2/3 (22社) については金融機関は株主総会における議決権の3/4を行使し, その持つ比重が圧倒的に高いことが示されていると同時に先に述べた阻止的少数所有の25パーセントをはるかに上回っており, 当該企業における組織構造の変革など監査役会の議決については, 少なくとも議決権を保有する金融機関の同意なくしてはおよそ不可能な状態を呈している。<sup>32)</sup>

次に金融機関による議決権行使の状況についてみると, その内のほぼ90パーセントが民間商業銀行によって占められており, 32社の内27社がそれに該当している。他方 Landesbanken 及び Sparkasse, Genossenschaft Banken にあつては8パーセント弱から2パーセントの比率を占めているにすぎない。圧倒的に多数を占める民間商業銀行の中でもとりわけ3大銀行の比重が著しく高いことが注目される。3大銀行は, 32社の議決権の半数近く約45パーセント以上を, そしてまた全金融機関の行使する議決権の55パーセント以上を占めていることが表示されている。3大銀行の中でもとりわけ大きなウェイトを占めているのがDBである。同行は表からもわかるように各企業の議決権に対し平均して21パーセントを占め, これは全金融機関の保持するその約1/4に相当し, 同時に32社の内10社について単独で阻止的少数所有をはるかに上回る議決権を有しており, また15社については最大の議決権行使となっていることが注目される場所である。

DrB は平均して15パーセント強の議決権を保有しており, これはDBに次いで第2位の地位を占めており, 5社の最大議決権行使を行つており, また3社について阻止的少数所有を (VEBA では23.08パーセントと最大保有を示しほぼそれに匹敵する) を上回っている。

CBは平均して9パーセントの議決権を保有している。3大銀行の中では最も少数であるが, それに次ぐ第4位の Bayerische Vereinbank のほぼ2倍の議決権を有し, 32社の内6社の最大保有者であるが同時に4社で阻止的少数所有を確保しており, これはDrBと同等の地位を占めている。このように民間商業銀行の影響はきわ立っているが, とりわけ3大銀行への支配の集中が, 特にDBへの集中が顕著であった。このことはこうした3大銀行がドイツ経済の中での主要産業企業において中核的存在であること示している。

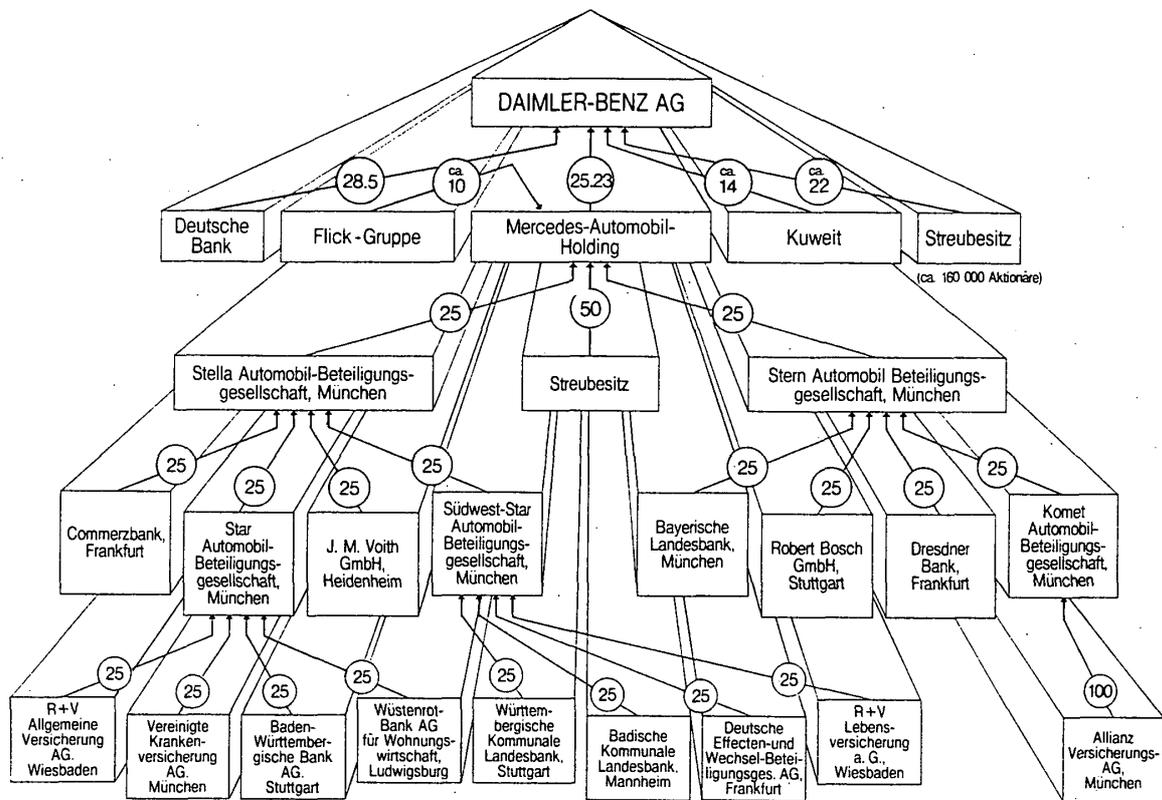
31) こうした所有主体の区分については拙稿, 前掲, 『三田商学研究』34巻1号

32) もとよりこのことは, 当該金融機関が企業の意思決定に全面的あるいは直接的に関与すること, すなわち金融機関および企業との間での一方的な支配・従属関係を意味するものではなく, 金融機関による支配的影響力を基礎としつつ両者の結合あるいは融合関係を示すものとして留意するべきものと思われる。

こうした状況をいくつかの大企業について以下で具体的に検討してみよう。

ドイツ最大の産業コンツェルンである Daimler Benz では、その議決権のほぼ70パーセントが金融機関によって保持され、その大半（約62パーセント）が3大銀行に、さらにその中でも DB が約42パーセントの議決権を他に匹敵する対抗者なしに行使している。Daimler Benz 社の議決権行使の第2位は DB の介在によりかの Flick コンツェルンからほぼ10%の株式を移譲されたメルセデス自動車株式会社（Mercedes-Automobil-Holding-MAH-）であり、その比率は約30%に達している。かつまた DB は MAH の議決権の12%を保有している。MAH の所有構成をみると（注34の図）<sup>33)</sup> Stella Automobil Beteiligungsgesellschaft mbH, 25パーセント、Stern-Automobil-Beteiligungsgesellschaft mbH 25パーセント残余の50パーセントは分散所有となっている。こうした中間的な資本参与会社（持株会社）を介して最終的には DB とともに DrB, C B, Bayerische Landesbank, Allianz Versicherung, 等々が資本的結合を Daimler Benz 社に対して共同的に行なっているが、いずれにせよ Daimler Benz 社に対する DB の影響力は他に比べ圧倒的に高いことが明らかである。

33) この間の詳しい事情については、“Flick : Ende eines Imperiums”, Der Spiegel, Nr.50, 1985.  
 34) この数値は株主総会における議決権行使状況を示すものであって、実際上の株式所有比率とは異なっている。ちなみに Daimler Benz 社の株式所有構成をみれば次のとおりである。（なお75年時点における Daimler Benz 社の所有構成については、前掲、拙稿『三田商学研究』24巻5号参照）



出所、Commerz Bank “Wer gehört zu Wem” 15 Aufl. 及び Verlag Hoppenstedt & Co. “Koizerve in Schaubildern” Darmstadt 1986. より作成.

35) Arno Gottschalk, ebenda, S.301

次に1986年において付加価値生産額第2位の Siemens 社についてみると、同社における資本所有構成は約10パーセントが Siemens 同族の所有であり、残余の90パーセントは分散所有であって形式的には個人・同族支配型企业に分類されるが、<sup>36)</sup> 実質的には議決権のほぼ80パーセントが金融機関に集中し、さらにDBが他金融機関に対し17.6パーセントの最大の議決権を行使しており優位に立っていると同時に、Siemens 社の財産管理部門 (Vermögens-Abteilung) である Siemens Vermögens-Verwaltung の6倍議決権が付されている優先株を所有していること、<sup>37)</sup> また歴史的にもDBがSiemensのHausbankとしての立場を保持していることから同社に対するDBの影響力は<sup>38)</sup>

36) 前掲, 拙稿『三田商学研究』34巻1号

37) Arno Gollschalk, ebenda, S.302

38) DBはそもそも1870年に Siemens Konzerne の金融部門に属する信用銀行として、Siemens 社の代表である George von Siemens により設立されたものである。この間の事情については、前掲“Wie Gott in Frankfurt” (『ドイツ銀行の素顔』) 第1章, および第8章, H. Pfeiffer, “Das Imperium der Deutschen Bank” 1987 S.65, 以下に詳細に述べられている。その後DBは各地方中小金融機関を吸収・合併し1929年にはドイツ最大の商業銀行に成長したが、第2次大戦後、1946年連合軍による集中排除法により分割されるに至ったが (この点については簡単に前掲, 拙稿『三田商学研究』24巻5号で言及している, 次表参照) 1956年の「金融機関の営業地域の制限撤廃に関する法律」により、ほぼ戦前の状態に復帰し、その後三大銀行は再びその独占的な地位を復活・確立し、現在に至っている。

#### 大銀行の後継銀行と総資産

(1950年5月末現在, 単位: 100万マルク)

州	ド イ ツ 銀 行	ド レ ス ナ ー 銀 行	コ メ ル ツ 銀 行
ノルドライン・ヴェストファーレン州	ライン・ヴェストファーレン銀行 891	ライン・ルール銀行 449	西ドイツバンクフェライン 450
ニーダーザクセン州	ノルドヴェスト銀行 146	ニーダードイツバンクゲゼルシャフト 75	メルクール銀行 91
シュレスビヒ・ホルシュタイン州	ハンブルグ・ノルドドイツ銀行 206	リュベック銀行 9	ホルステン銀行 23
ハンブルグ市	—	ハンブルグ信用銀行 208	ハンザ銀行 134
バイエルン州	バイエルン信用銀行 159	バイエルン商工銀行 112	バイエルンディスコント銀行 36
ヘッセン州	ヘッセン銀行 213	ライン・マイン銀行 249	ミッテルドイツ信用銀行 68
ヴェリユッテンベルグ・ホーヘンツォーレン州	ズードヴェスト銀行 327	アルゲマイネバンクゲゼルシャフト 111	バンクフェライン 59
ブレーメン市	ディスコント銀行 62	ブレーメン銀行 60	ブレーメン商業銀行 16
ラインラント・プファルツ州	ライン信用銀行 112	商工銀行 59	ミッテルライン銀行 15
バーデン州	オーバーハイン銀行 114	ズードドイツクレジットアンシュタルト 18	—
ヴェリユッテンベルグ・ホーヘンツォーレン州	ヴェリユッテンベルグ合同銀行 44	ヴェリユッテンベルグバンクアンシュタルト 7	—
全 後 継 銀 行 計	2,274	1,357	892

出所) M. Pohl, *Entstehung und Entwicklung des Universal banks systems*, Frankfurt am Main 1986, S. 103

他の金融機関に比べ高いものとなっていることが明らかである。

次に国際的にドイツを代表する化学部門の企業<sup>39)</sup>についてみてみよう。かのI・G・Farben後継3社のBayer (付加価値生産額5位, 以下同じ), BASF (6位), Hoechst (7位)はいずれも分散所有型企业であり, 金融機関による議決権行使状況は3社とも95パーセント以上に達している。さらにここで顕著なのは, 3大銀行の占める比率がいずれも50パーセントを超えており (Bayer, 54.5パーセント, Hoechstに至っては60パーセントを超えている), 中でもDBはBayer, BASFで阻止的少数所を凌駕しており (それぞれ30.8パーセント, 28.07パーセント), またCBはHoechstで31.60パーセントと1/4を超えている。その主要業務はエネルギー供給であるが化学部門にも関連するVEBA (9位)にあっても金融機関の比率は98パーセント以上であり, 3大銀行のそれは, DRB23.08パーセントを筆頭に過半近くの約48パーセントに及んでおり, ドイツ化学産業に対する影響力はきわめて高いことが示されているところである<sup>40)</sup>。

さらに金融機関がその議決権の90パーセント以上を行使している産業企業についてみると, Mannesmann (第14位) 95.4パーセント, Hoesch (30位) 92.3パーセント, Kaufhof (34位) 98.54パーセント, Preussag (35位) 99.68パーセント, Continental Gumi (47位) 95.5パーセント, Shering (62位) 97.01パーセント, Linde (61位) 99.08パーセントなどドイツ巨大企業に対する影響力はきわめて高いものとなっており, 同時にその中でも3大銀行のウェートが顕著であることが示されている。

ところでこうした高いウェートを占める金融機関自体についてどのような構成がみられるのかを以下で検討してみたい。

すでに前稿<sup>41)</sup>でみたように, DB, DRB, CBをはじめ5大金融機関はすべて支配的な大株主が存在しない100パーセント分散所有型企业に分類されるが, その議決権行使の実態についてみると, この5大銀行に対する全金融機関の占める保有分は実に90.58パーセントにも達している。また金

39) Fortune誌の調査によれば, 1986年時における世界の企業50社 (売上高基準) の内化学産業部門をみると, 第一位がE・I・du pont de Nesmours (アメリカ全体で第11位; 売上高294億4830万ドル, 以下同じ), 第2位がBayer (第36位, 155億9820万ドル), 第3位がBASF (第38位, 150億7196万ドル), 第4位がHoechst (第40位, 145億987万ドル), 第5位がICI (Imperial Chemical Industries, 第46位, 138億9512万ドル) となっており, ドイツ3大化学企業は国際的にも強大な大規模企業である (Fortune, 1986, August, p165)。

40) DBはすでにI・G・Farbenの時に, 38パーセントの議決権を保有しており (Arno Gottschak ebenda S.302), これが分割後の3社に引き継がれ, 持続化しているものと思われる。ちなみに, 「独占委員会」による1975年の調査では, この3社に対する全金融機関, 3大銀行および特にDBの議決権保有をみると, BASF (当時売上高第3位) ではそれぞれ (以下同じ) 87.15, 49.10, 26.68パーセント, Hoechst (7位), 88.62, 50.50, 19.38パーセント, Bayer (8位) 79.09, 44.33, 23.47パーセントとなっている。(Monopolkommission, Hauktgutachten II, a. a. o. SS.574~575, また前掲, 拙稿『三田商学研究』24巻9号111頁の表参照)。同数値からも分るとおり3大化学企業に対する金融機関特に3大銀行の議決権保有については従前からの支配的な影響力を維持するだけでなく, ますますそのウェートを高めていることが明らかとなっている。

41) 拙稿, 前掲, 『三田商学研究』, 34巻1号, 58頁

融部門の中で産業企業と直接的な資本参加が最も多い<sup>42)</sup> Allianz 保険会社についてもその議決権の 60.08パーセントが全金融機関によって行使されているとともに同社におけるその行使状況は C B を除き各大銀行がほぼ同じ比率（たとえば、D B 9.9パーセント、D r B 11.4パーセント、Bayerische Vereinbank 10.6パーセント、Bayerische Hypothekenbank 9.5パーセント、等々である）を保持しており、いずれもが阻止的少数所には至っておらず、ドイツにおける大規模機関投資企業としての Allianz 社に対して大銀行相互における共同的支配形態をとっていることが示されている。

こうした Allianz 社を含め、6 大金融機関全体で平均 85パーセント以上が金融機関それ自体に集中していることが注目される場所である。次に個々の具体例について検討してみよう。

DB, DrB, Bayerische Hypothekenbank にあってはいずれも自社の議決権のほぼ過半数 (DB, 47.17, DrB 47.08, Bayerische Hypothekenbank 47.02パーセント) を自社で行使しており、また C B, Bayerische Vereinbank にあってもその比率は前 3 者に比べ少いとはいえ 30パーセントを凌駕している。

さらに D B についてみてみるとその議決権保有の内その他金融機関の持ち分 26.31パーセントのほとんどが、先に述べた D B 出資の投資会社 DWS Deutsche Gesellschaft für Wertpapiersparen, Deutsche Gesellschaft für Fondsverwaltung などによって行使されており、<sup>43)</sup> したがって D B にあっては実に 70パーセントを超える議決権が同社及び関連企業によって行使されているといってもよいであろう（もちろんこうした事態はたんに D B にのみみられるのではなく、今具体的に検討する余裕はないが、DrB, C B 等においても存在していることが類推される場所である）。

このように大規模産業企業に対する 3 大銀行を中心とした金融機関による関与は、直接的な資本参加のみならず議決権代理行使とあいまって決定的ともいえる影響力を及ぼしていることが明らかとなっている。ところでこうした多大な影響力を有する大銀行自体の「支配」を維持しているのは何か、と問われれば、上述のとおりその答えは明らかである。「大銀行を支配しているのは大銀行それ自らである (Die Großenbanken beherrschen sich selbst!)」<sup>44)</sup> という指摘も充分妥当する根拠をもっているといえよう。

## 〈5〉 人的連累による企業結合関係

企業間結合においてその関係を端的に示すものとして人的結合 (Personelle Verflechtung) がある

42) 拙稿、前掲、『三田商学研究』、35巻1号、80頁

43) H. Pfeiffer, ebenda, S.475

44) H. Pfeiffer, ebenda, S.475

こうした状況は、ドイツ経済における企業間結合の構造的要因であるがゆえに、現時点においても依然として持続していると思われる。これらの説明は1990年時を対象に次稿以降で検討する予定である。

ことはすでに広く知られている。<sup>45)</sup>この人的結合関係については、H.Pfeifferも指摘しているよう<sup>46)</sup>に、とりわけ大銀行によるそれは、大銀行と非金融大企業間での連累を示す要因——先に述べた資本参加、議決権代理行使等々——と同時に機能することにより大きな意義をもつものであり、特にドイツにあってはこの人的結合関係がきわめて重大な作用を及ぼしているといつてよい。

通常ドイツにおける人的結合関係は、主として監査役ポスト（Aufsichtsmandate）への役員派遣ないし受け入れを通じて行なわれている。<sup>47)</sup>

45) たとえば、メンシコフ（S. Menshikov）は「独占銀行と産業の資本の絡みあいの結果、またこれらの長期的金融関係の結果は、人的結合、すなわち、産業会社の指導機関への銀行の人的代表派遣、またその逆の派遣である」とし、「われわれが関心を持つのは、個人の集合としての取締役ではなく、金融関係の全体系における特殊な部類としての取締役である。——（中略・筆者）——ひとりの人間は、偶然のいきがかりで取締役の地位につくことができよう。しかし指導的会社および指導的銀行のすべての取締役は、総体として、人間の「偶然的な」集まりではない。そして取締役の地位の絡みあいの総体は、現代の人的結合がしたがっている、なんらかの法則および合法則を物語っている」とし、「人的結合は長期金融関係と株式資本との絡みあいが生み出した産物である。したがってそれは他の種類の諸関連とともに、具体的な金融資本集団の分析の基礎として役立つ」（Millionaires and Managers-Structure of U. S. Financial Oligarchy, 1969, 邦訳『アメリカ金融寡頭制の構造』、大田謙訳、ミネルヴァ書房、235頁及び240頁）とし、この人的結合関係が他の資本的結合関係と相まって重要な要因であることを示している。また同様の指摘は、たとえば、野口祐、『現代企業集中論』（慶應義塾大学商学会、商学研究叢書3、有斐閣）においても株式所有、金融機関による種々の形での信用供与を前提とした上で、「それらを補強するものとして「参与制度」という人的結合が行なわれている」と指摘している。（220頁）

46) H. Pfeiffer, ebenda, S.476

47) ドイツでは先にみたように企業の意思決定機関として監査役会（Aufsichtsrat）の役割が重要である。同国では会社の指導機関として監査役会、取締役会（Vorstand）および決算監査役（Abschlussprüfer）がおかれている。前述ドイツ株式法111条によれば、監査役会の職務と権限は、「業務執行（Geschäftsführung）」の監督（Überwachen）——但し業務執行の処置は、取締役会が特定種類の行為について監査役会の同意をもってする場合以外は許されていない（前掲「西ドイツ株式法」及び「政府理由草案書」）である。取締役会は会社を代表しかつ正常の業務執行を自己の責任において会社を指揮する機構となっている（同法76条、78条）——であり、かつまた監査役会は、最高5年を限度として取締役員を選任（反覆的併任または任期の延長は、それぞれ最高5年を限度とされている）および解任する権利をもつ（同法84条第一項）とともに取締役会議長を指名する（同条第二項）ことでありこの会社の業務執行の実際の担当者でありかつ責任者である人員の選・解任の権限を会社の定款により株主総会に移譲してはならず、専ら監査役会の機能に委ねられていることが明記されている（同条政府理由草案書）。（わが国の場合の監査役は、商法第274および275条により、取締役の職務の執行を監査し、会社の業務およびその財産の状況を調査し、これを株主総会に報告することであり、会社役員を選・解任に対する権限を有していない。上述したドイツの場合と異なり取締役の選・解任は形式的には株主総会の議決に委ねられている。したがって同じ名称を持つ監査役会でもわが国どドイツではその持つ権限に大きな差異があり、西ドイツにおける人的結合関係が主として監査役会への派遣・受け入れを中軸としてなされることに留意しなければならない）。この監査役会の構成についてみると同法101条「監査役員の選任」（Bestellung der Aufsichtsmitglieder）規定により次の様に示されている。すなわち監査役会構成員は原則として株主総会により選・解任されるが、会社定款に基づいて派遣された監査役員については適用されないことを規定している。後者は「経営組織法」（Betriebsverfassungsgesetz 1952年制定）および「共同決定法」（Mittbestimmungsgesetz, 1976年施行の所謂「拡大共同決定法」）の規定によっている。この「共同決定法」によれば、監査役会の構成は前述した株主を代表する株主選出監査役と従業員・労働組合を代表する労働者選出監査役（但し労働組合指名によるそれは1/3を越えず、他は従業員の選挙によって選出され、またその内の少くとも1名は指揮職員（Leitende Angestellte）でなければならない）がそれぞれ半数である。（前掲「西ドイツ株式法」101条、同政府草案理由書）。監査役会の議決は単純多数決制であり、賛否同数の場合議長（所謂Neutralman—通常株主選出監査役の中から選出される）の第2投票権の行使によって決定される仕組になっている。労働者・従業員の「経営参加」といっても、企業の基本的・構造的な意思決定を担う監査役会が以上のような組織である限り、依然としてその主導権は株主側にそして既にみたようにその議決権を行使する資本側にあることは明白であろう。

以下同国における実態について検討してみたい。

一般に企業規模の拡大とともにそこでの人的結合関係も増大する傾向にあることが示されている<sup>48)</sup>が、100大企業相互間における人的結合関係をみると、1978年では43社、80年43社、82年42社、84年50社そして86年では49社が自社の業務執行管理者を他社の監督機関に派遣しており、その受け入れ社数は78年74社、80年76社、82年73社、84年79社、86年には76社に達している<sup>49)</sup>。上記の数値からも判明するように派遣する社数についてみるとほぼ安定的ながらも漸増傾向を示しており、また受け入れ企業のそれは各年を通じ100大企業全般にわたり平均して3/4の多きに達している。総派遣数をみると78年242件（内金融機関からの派遣数は97件、以下同じ）、80年248件（99件）、82年234人（98件）、84年233件（106件）、86年では206人（100件）とその件数は200件以上を維持しつつも漸減的であるが、金融機関よりの派遣数はほぼ100件近くで変化していない。86年度ではその比率は約49パーセント<sup>50)</sup>と約半数であり、その持つウェイトがいかに高いかが判明するところである。

48) この人的結合関係の意義・内容について、Deitrich Schönwitz および Hans-Jürgen Weber は次のように述べている。「人的結合とは、ある企業の業務遂行ないし監督機関の一員が、他の企業の類似機関に同時に従事することによる両者間の関係網である」（“Untennehmenskonzentration, Personelle Verflechtungen und Wettbewerb”, Nomos Verlagsgesellschaft, Baden-Baden, 1982. SS.9~10.。なお、この指摘については、植竹晃久「西ドイツにおける企業間結合の構造—金融機関と非金融企業との連累関係の分析を中心として—」（『三田商学研究』28巻5号、141頁以下参照）。であり、同国の場合この間の結合関連は次の三つのケースが該当しているとしている。すなわち①一つの企業の業務執行機関の構成員が同時に他企業の監督機関（たとえば監査役会）の構成員となる場合、②一つの企業の監督機関の構成員が他の企業の監督機関の構成員を兼任する場合、③コンツェルン参加下位企業の業務該当者が同時に他企業の監督機関と参与する場合、の三つである（D. Schönwitz. H. J. Weber, ebenda, SS19~20）。但しこの人的結合関係も無制限に容認されているわけではない。前掲「ドイツ株式法」第100条において、1人が占める監査役ポストの数が10に限定されており、さらに会社に従属的な企業の法定代理人はその資格を有しないこと（これはコンツェルンにおけるその組織格差と矛盾するからである——西ドイツのコンツェルンの法的形式については、拙稿「西ドイツにおける企業結合について」『三田商学研究』25巻1号116頁参照——。さらにある企業の業務執行者（取締役）が他企業の監査役と兼ねる場合には、当該会社の法定代理人である者は監査役会の構成員になることが出来ないという規定すなわち交錯連繫（Überkreuzverflechtung）の禁止条項である（前掲、同法100条および政府草案理由書）。

こうした制限があるとはいえ、ドイツにおける人的結合関係について先に述べた Schöuwitz と Weber は従前までの経過を分析しその成果として次の点を列挙している。すなわち

(i)この人的結合関係を介することにより企業をめぐる不確実性回避の戦略として機能を発揮していること、

(ii)西ドイツにおける15製造業部門の629社の株式会社にあつては、直接的な人的結合件数は若干減少しているものの同時期にあつて資本結合件数は増加していること、

(iii)とはいえ大規模企業相互間における人的結合関係は、特に100大企業相互間にある監査役会、業務執行役員の間で高度に進展していること。

(iv)直接的に競争関係にある企業相互間での直接的な人的結合関係は多くはないが、その代りに間接的な人的結合関係が関連産業部門にわたって行なわれていること、特に後述する共同企業を介して行なわれていること、

(v)コンツェルン内における統一的意思形成の為の内部的人的結合関係がとりわけ強力に推進されていること、（D. Schönwitz. H. J. Weber, ebenda. SS.34~36）が指摘されている。

49) Monopolkommission, Hauptgutachten VII. a. a. o. s. S.S.153~159 および Tz 342 (S.152)

50) Monopolkommission, ebenda S.159 Tz.159

第 2 表

銀行(金融機関)	年	1978	1980	1982	1984	1986
DB		36 2	39 2	36 2	39 1	33 1
DrB		18 2	18 2	19 3	22 2	17 1
CB		14 6	14 6	14 5	15 4	16 3
West Landes		9 0	10 0	7 2	6 0	6 2
Allianz.		14 6	12 6	18 6	17 7	18 6

(注) 各行とも上段は派遣数, 下段は受け入れ数。

出所 Monopolkommission, Hauptgutachten vii. SS. 153~159 の付表より作成。

第 3 表

企業	年	1978	1980	1982	1984	1986
Daimler Benz		4 6	8 5	7 6	8 6	5 4(3)
Siemens		9 6	10 6	8 5	10 4	9 3(2)
VW		6 4	7 3	2 4	4 2	4 1(1)
Ruhlkohl		6 6	8 5	8 5	6 4	2 5(0)
Bayer		8 3	7 3	9 3	3 3	4 3(2)
BASF		1 2	2 2	2 2	0 1	1 1(0)
Hoechst		7 1	8 1	7 1	7 1	1(1) 1(1)
F. Nobell		6 0	11 0	8 0	2 0	0 6(1)
Bosch		10 2	10 1	12 2	3 0	4 0
Thyssen		3 2	5 3	6 2	9 3	5 4(3)
VEBA		7 3	7 3	7 2	7 2	6 2(1)
RWE		7 2	6 3	6 3	7 4	8 4(3)

(注) 各社上段は派遣数, 下段は受け入れ数を示す。数値はいずれも社数である。

出所 第 2 表と同じ。

第2表は、100大企業に対する各個別金融機関の役員派遣と他企業からの受け入れ数を示したものであるが、そこから端的に指摘されることは、86年時だけをとってみても、まず第一にこの5大金融機関派遣総数は90件であり、全金融機関の派遣総数の90パーセントを占めていることからこの5大金融機関による人的派遣が高度に集中していること、第二にこの5大金融機関の中でもDBに特に集中しており、他4社に対し格段の格差をつけ優位に立っていること、第三にAllianz以外の4行では、業務執行および監督機関への他企業からの受け入れが派遣に比較してきわめて少ないこと（DB、DrBにいたってはその派遣数の大きさに比べわずか1件を受け入れているにすぎない）、さらに第四にAllianzについては、その派遣数も受け入れ数も他行に比べとも相対的に多いことが注目される。これは資本参加、議決権行使の項でも指摘したように、同社がドイツ最大の保険企業としてその機関投資家的性格により金融機関・産業企業による共同の影響力がそこで示されているものと思われる。いずれにせよ、この5大金融機関にあっては派遣数90件、受け入れ数13件であって、100大企業にあってその業務執行機関・監督機関における金融機関の主導的役割が顕著であり、また同時にこうした傾向が同表からも明らかな通り1978年以降固定的に持続されており、ドイツにおける大規模企業間の人的結合が金融機関による多数の派遣という構造が恒常的な現象を呈しているといつてよいであろう。

さらに第3表は、100大企業の内上位12社の企業相互間におけるその監督機関に対する業務執行役員派遣及び受け入れ状況をみたものである。1986年時において、Daimler Benz社は5件の監査役派遣を他企業に対し、また4件の監査役受け入れを他企業から（その内3件は金融機関）から受け入れている。

第2位のSiemens社では、9件を他企業に派遣するとともに金融機関から2件を含め3件の監査役を受け入れている。また注目すべきは公営企業であるRWE、VEBA（この時点では、いまだ民営化されておらず、その所有構成は25%強か公的機関所有であり、残余は分散所有となっている）において派遣・受け入れとも多数になっているが、これは一国のエネルギー供給という基幹部門に対する大規模企業間による協調的ないし共同的対応が示されるものといつてよいであろう。また独占委員会の調査からも判明するように（Monopolkommission, Hauptgutachten VII ebenda, ss, 153以下）ドイツ大規模企業にあってはいくつかのばらつきはみられるが、一般的に上位企業においてその派遣・受け入れ件数が多くなっている。その中で留意すべきは大銀行に対しても大規模産業企業からの直接的・間接的人的関与が行なわれている点である。例えばDBの監査役会・業務執行機関および顧問会（この顧問会の意義は、業務執行機関としての取締役会がその義務を遂行するさいに、さまざまな助言を行ないこれを補佐することとである）には、Flick, Bosch, Siemens, Allianz, BASF, VEBA, Bayer, VW, RWEなど多数の巨大企業が参与している。又DrBについてもF. Krupp, Hoechst, Thyssen, の代表が、またCBに対してもBayer, Hoechst, BASF, RWE等の代表が参画している。中でもすでにみた

第4表 大銀行の大企業への監査役派遣

産業部門	ドイツ銀行	ドレスナー銀行	コメルツ銀行
自動車	Daimler-Benz Volkswagen	BMW Volkswagen	Daimler-Benz Audi Ford
保険	Allianz Leben Gerling	Allianz Holding Hamburg-Mannheimer	Allianz Versicherung
化学	Bayer Henkel Schering BASF	Henkel	Bayer Hoechst Schering
鉄鋼・エンジニアリング	Mannesmann Klöckner Humboldt Deutz Klöckner Werke Hoesh Salzgitter Thyssen	Krupp Saarstahl Klöckner Werke Thyssen Edelstahl ABS Pumpen Rheinmetall	Thyssen Klöckner Humboldt Deutz
金属	Preussag Metallgesellschaft	Degussa Metallgesellschaft	Preussag
コンピュータ・テレコム	Siemens Nixdorf AEG	SEL	SEL AEG
セメント	Dyckerhoff Heidelbergerzement	Dyckerhoff Heidelbergerzement	
建設	Philip Holzmann	Bilfinger + Berger	Hochtief
石油・エネルギー供給・エネルギー設備	VEBA VEW RWE VIAG Texaco BBC Conti-Gas	BBC ESSO Texaco BP	VIAG
小売	Kaufhof Horten Karstadt	Kaufhof	Karstadt Horten
メディア	Bertelsmann Springer		Bertelsmann
醸造		Dortmunder Union	Stern Brauerei Holsten Brauerei
航空機・航空会社・海運・ホテル	Hapag Lloyd	Hapag Lloyd Lufthansa Airbus Industrie Kempinski Steigenberger	Steigenberger

(出所) Financial Times, Jan. 8, 1987.

尚, データが異なるため Monopolkommission の調査と若干の数値の異なるところがある。

ように大銀行の中でも比較的派遣の少ないCBが他に比べ多くの人的結合関係を行なっていることが注目される<sup>51)</sup>ところである。

以上みてきたように、ドイツにおける大規模企業間における人的結合関係の展開は、相互に均等的に行なわれているのではなく、産業部門的には金融機関が、規模的には大規模企業が一般的にその主導権をとって展開されている点に特徴がみられる。この人的結合関係についても、すでに指摘したように大銀行と大規模産業企業との関係が、わが国における企業集団に典型的にみられるように、ある特定の金融機関と多くの産業企業がいわば自立的に、そして企業集団相互間にあっては排他的に結合し合うものではなく、全金融機関特に3大銀行、とりわけDBを中核としつつ金融機関と産業企業が重層的に相互に入り組んだ形で展開されており全体として複雑なネットワークを呈していることが示されている。

なおこの間の事情を3大銀行による人的派遣の実態を示したものが第4表である。そこでは複数の大企業に対し3大銀行が同時に役員を派遣しており、また前述したように量的には金融機関よりの派遣のウェイトが高く主導的な役割を果たしているが、しかしこのことは直ちに金融機関——3大銀行の優位性を結論づけるものではなく、大金融機関と大規模企業が相互に一体化し、全体的にドイツ企業構造を構成しているものと把握すべきであると思われる。

#### 〈6〉 共同企業 (Gemeinschaftsunternehmen) による企業間結合

共同企業設立による企業間結合とは、2つまたはそれ以上の企業が相互に直接的には資本参加関係を有しない場合でも、こうした企業が第3の企業に出資しあうことによりお互いに間接的に結合関係ないし協調関係を可能とする方式である。

この共同企業については、すでに1984年時までについては<sup>52)</sup>拙稿で検討を加えたところであるが、本稿では上述の諸点とも関連し、1986年時についてその実態を分析することとしたい。

今さしあたり独占委員会の調査<sup>53)</sup>に応じて、100大企業の中でいくつかの企業が第3の企業に対し、直接的・間接的に<sup>54)</sup>少なくとも25パーセント以上の資本参加を行なっている企業を共同企業とするならば、これに該当する共同企業は1986年で260社であり、1984年時の282社には及ばないが、80年207社、82年193社、を大きく上回っており、この260社の内100大企業は65社がそれに関与している。

51) DB, DrB, CB, Geschäftsberichte, 1987 および, H. E. Büschgen, s. s. o. S.S.241 ff.

52) 拙稿「西ドイツにみる共同企業の現況」『現代企業における技術と経営の展開』所収, 1987年, 森山書店

53) この間の事情については前掲, 拙稿, 211~212頁

54) Monopolkommission, Hauptgutachten VII, ebenda, S.144, Tz328

この共同企業の組織諸形態をみると、依然として有限会社形態が75パーセント強と3/4以上を占め株式会社形態3.2パーセント、株式合資会社4.8パーセント、残余がその他の企業組織形態をとっており、この傾向は前稿で分析したものとほぼ類似している。<sup>55)</sup> またここで関与している100大企業中の65社についていえば、その75パーセントが上位50社による企業によって出資されており、大規模企業相互間による頻繁な結合形態——協調関係が示されているとともに、50位以下の企業ではこうした共同企業に参画するケースがきわめて少ないことが明らかである。<sup>56)</sup> こうした共同企業に<sup>57)</sup> 関与する主たる企業をあげれば、10社以上の共同企業に参加しているものについてみると、同年度で最多の共同出資を行なっているのはVEBA（エネルギー、化学、石炭部門など）の39社、以下DB 22社、Ruhl Kohl 社20社（すでにみたようにRuhl Kohl 社自体多数の企業の出資による共同企業である）、<sup>58)</sup> Thyssen（鉄鋼・機械）15社、RWE（エネルギー供給）13社、DrB 14社、BASF（化学）12社、Siemens（電機）10社など大規模企業が上位に存在している。多数出資型であれ少数出資型<sup>59)</sup> であれ、当該共同企業を媒介とし、大企業相互間の協調関係がより一層進展されること、とりわけエネルギー供給、化学、鉄鋼、石油精製といった必要最低資本量が巨額であり、したがってまた投資リスクが高い産業部面でこの共同企業形態が導入されていること、それ故にそうした産業部面での競争回避ないし制限されることが容易に考えられる。ドイツ独占委員会が各年時にわたってこの共同企業に関する調査を続行している根拠もまたこうした競争制限の側面に留意していること<sup>60)</sup> の表れであるといつてよいであろう。<sup>61)</sup> さらにこの場合DBを筆頭にDrB、CB（8社）、Allianz AG Holding（9社）などの金融機関が近時広範共同企業に対する出資を展開しており、ドイツ大企業間における企業結合・協調関係にこの側面からも少なからざる影響力を行使している点に留意すべきであろう。

#### 〈7〉 小括——要約に代えて——

以上ドイツにおける主として大規模企業と大金融機関との結合関係を前稿を踏まえ、主として議決権行使状況、人的結合関係および共同企業出資関係の観点から考察を加えてきたが、そこではいづれの場合においても金融機関の、とりわけ3大銀行（中でもDB）の主導的な役割が顕著であり、その影響力の大きさが明白なものであることが示された。こうした両者の結合関係については、大

55) Monopolkommission, Hauptgutachten VII, ebenda, S.145, Tz326

56) こうした有限会社形態の特徴については前掲、拙稿 215～216頁参照

57) Monopolkommission, Hauptgutachten VII ebenda S.145, Tz333

58) Monopolkommission, Hauptgutachten VII ebenda, SS.121～126 Tabelle 19 より。

59) 前掲、拙稿、「西ドイツにおける共同体の現況」228頁参照。

60) この両者の出資パターンの関係については、前掲、拙稿「西ドイツにおける共同体の現況」、219～220頁を参照されたい。

61) 植竹晃久、前掲 141頁

規模金融機関による大規模産業企業に対する優位性を説くかの R.Hilferding の古典的見解以降<sup>62)</sup> 返し展開されているが、<sup>63)</sup> 確かに現段階のドイツにあっても、上述の数値からは大金融機関による優位性が際立って表示されているが、しかしこのことは絶対的に金融機関による一方的優位性をのみ示すものではなく、また産業企業の従属性を示すものでもない。内実的にはこうした形態をとりつつも大産業企業と大金融機関が融合する形で、全体として両者間において相互に重層的錯綜するネットワークを形成し、もってドイツ経済ないしドイツ企業体制を形成しているものといつてよいであろう。こうした傾向はすでに1975年時の分析でも一定に確認された点であるが、10年後においてもその状況は基本的に変化はなく、いわばドイツ企業体制の恒常的な構造であるといつてよいであろう。

62) R. Hilferding "Das Finanzkapital" (邦訳, 岡崎訳(中) 23頁, 同(上) 318頁, 同(下) 179頁)

63) たとえばこうした「金融支配」を主張するものとして、アメリカでは、いくつかがあげられるが、その主要なものとして Victor Perlo, "The Emipere of High Finance" 1957. (邦訳, 『最高の金融帝国—アメリカ独占資本の構造と機能』 浅尾孝訳, 合同出版)

staff Repert for the Subcommittie on Domestic Finance of Committee on Baking and Currency, House of Representatives, "Commerical Banks and Their Trust Activities" — Emerging Influence on the American Economy, 1969 (邦訳, 『銀集中と産業支配—パットマン委員会報告—』 志村嘉一訳, 東洋経済新報社,) David M. Kotz, "Bank Control of Loager Corporations in the United States, 1978 (邦訳 『巨大企業と銀行支配—現代アメリカ大企業の支配構造』 西山忠範訳, 文真堂)

Fitch & Oppenheimer, "Who Rules The Corporations?" 1970 (邦訳 『だれが会社を支配するか—金融資本と「経済者支配」—』 岩田巖雄, 高橋昭三監訳, ミネルヴァ書房), など

ところでこうした銀行優位の主張に対し、P. Sweezy は(資本主義が独占段階に入り、各産業部門で巨大企業が形成される—筆者—や)「死活的競争におびやかされるような事がなくなり…それ以上の企業結合は頻繁にはおこらなくなりまもなくまったく停止する。…この段階に達すると銀行の地位は著しい変化をとげる。巨大な独占的株式会社は、その成功(収益性)に比例して内部の資金源泉をもつようになる」。(それにより)「資本源泉としての新証券のために市場に依存することから…銀行家への依存からも自由となる」。…(かくして)「(銀行の)機能それ自体が萎縮し、…その支配力は弱体化し…銀行の第2義的な地位におく。かつては栄光の日をもった銀行資本は、再び産業資本に対する補助的な地位に立ちもどる」(P. M. Sweezy, "The Theory of Capitalist Development" p.p.268~269, 邦訳 『資本主義発展の理論』, 都留重人訳, 新評論)とし、金融機関の優位性を否定しているが、本論で述べたようにこの両者間の関係はどちらか一方が他方をその支配下におくというものでなく、まさに両者間における融合関係として捉えるべきものであり、またその現われ方(現象形態)は経済の発展段階、社会的・経済的諸条件によって国毎に異って生ずるものといえよう。